

## 第4次男女共同参画基本計画に関する提言

平成27年5月11日

全国知事会

男女共同参画プロジェクトチーム

男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と掲げた「男女共同参画基本法」の施行から15年が経過した。人口減少が大きな課題となっている中、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築する地方創生の実現のためには、男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の形成を強力に推進する必要がある。

ついでには、男女共同参画基本計画の改定にあたっては、地域ごとに実情が異なることを踏まえつつ、地方公共団体の意見を十分反映された上で、次の視点に立って策定されるよう提言する。

### ①男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍

〔男性中心型労働慣行の変革〕

【趣旨】

将来の人口減少が予測される中、持続可能で活力ある経済社会へと発展を目指す上で、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会を構築していくことが重要であり、長時間労働が可能であることなどを前提に評価されてきた男性中心型労働慣行の是正は喫緊の課題である。

長時間労働は時間当たりの労働生産性を下げるとともに、ワーク・ライフ・バランスを困難にする最大の要因になっている。

また、昨今問題となっている過労死の要因にもなっている。労働基準法による規制はあるが、社会全体に長時間労働に寛容な意識があり、なかなか労働時間の短縮が進んでいない。こうしたことから、長時間労働に対する意識改革の推進と更なる規制の強化が必要である。

【計画に盛り込むべき施策】

- ◎1週間当たりの所定外勤務時間の法定上限を設定
- ◎連続勤務時間の法定上限及び勤務間インターバル（最低休息时间）制度の創設
- 年次有給休暇の法定日数の計画的な取得義務化

## 〔女性の活躍推進〕

### 【趣旨】

女性の活躍推進はすでに国の成長戦略の柱として掲げられているところである。「202030」の一環として女性の管理職登用の推進を図るとともに、この20年で育児休業制度等の制度の整備が進んでも第1子出産時に6割の女性が離職していることから、女性が就業を継続できる環境整備も更に推進する必要がある。また、起業に関する相談や支援など、女性の再就業の促進に取り組む必要がある。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 女性の登用推進や職域拡大に向けた人材育成に取り組む企業への支援策の充実強化
- ◎「202030」に向け、達成すべき数値目標等を定めた企業等に対する女性登用促進の支援策拡充（特に、労働者が300人以下の中小企業における「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」に規定する事業主行動計画の策定支援）
- 女性の登用状況等を都道府県別に把握する実態調査の実施（全国の実態調査における都道府県別データの提供）
- 長時間労働、男性の家事・育児への参画、女性の登用状況等に係る都道府県別データの把握・公表
- 女性の就業継続に向け、育休代替職員の確保など就業環境の整備を行う中小企業への支援制度の拡充
- 女性の起業に対する総合的な支援

## ②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 【趣旨】

諸外国と比較し、特に国会、地方議会における女性議員の数が少ない現状がある。政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は重要な課題であり、阻害要因は何かを分析し、具体的な対策が望まれる。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 国会、地方議会議員への女性参画推進の具体的検討

- 女性議員の出産・育児に係る産休・育休の制度化
- 司法の分野における女性の参画推進

### ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

#### 【趣旨】

女性が結婚、出産しても就業を継続できる環境を整備するとともに、一度離職しても再就職しやすい環境整備について、同時並行で進める必要がある。

また、ワーク・ライフ・バランスを更に推進するために、職場における女性の活躍とともに、家庭における男性の参画を進め、女性も男性も共に働き共に育む社会の実現を目指していくことが必要である。

#### 【計画に盛り込むべき施策】

##### 〔女性の就業継続・再就職支援〕

- 非正規雇用から正規雇用化に向けた総合的な支援施策の実施
- 育児休業からの復帰にあたっての研修の拡充
- ◎スキルアップ研修をはじめ、育児退職後の再就職を支援する研修の拡充
- ◎マザーズハローワークの増設や託児併設を行うとともに、地域経済の担い手確保に向け、地方が行う女性対象のワンストップ就労支援窓口への支援
- 中小企業の女性社員の資格取得やスキルアップ研修への支援拡大
- 職業生活を支える保育士、介護士等の処遇改善の促進
- 福祉・介護職場における福祉機器の導入支援やライフステージに応じた勤務体制づくりに取り組む企業への支援策の充実
- 女性の雇用機会拡大に資する、地方への企業誘致促進施策の創出

##### 〔多様で柔軟な働き方への環境整備、ワーク・ライフ・バランスへの支援〕

- イクボス研修等、経営者・管理職層における男性の育児参画や介護に対する理解促進と意識改革、情報提供、ネットワークづくり等による気運の醸成
- ◎男性の育児休業取得促進に向けた「パパクオータ（育児休業の割当）制度」の導入と育児休業給付金の引き上げ
- ◎子どもの誕生直後における父親の育児参画のための有給の特別休暇の制度化
- ◎夫婦に加え、祖父母や兄弟などが出産・育児を支援する年次有給休暇を積極的に取得する国民的キャンペーンの展開
- 子ども・子育て支援新制度に基づく子育て支援策の充実及び安定した運営に必要な財源の確保

- 休日保育や病児保育など様々な保育ニーズに対応した多様な保育の充実
- 保育所・放課後児童クラブ等における待機児童の解消
- 地域少子化対策強化交付金の継続
- 多子世帯の幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減（同時入所の要件撤廃）
- 三世帯同居や近居をはじめ、世代間の助け合いによる子・孫育てや、企業やNPOとの連携による子育て家庭の応援など、地域の実情に応じて多様な主体が連携・協働して取り組む子育て支援の促進
- 在宅勤務、テレワークなど多様かつ柔軟な働き方の導入、円滑な運用の促進に向けた制度導入の研修など、企業等の取組みに対する支援の充実
- 子育て中の母親の柔軟な働き方の一つとして、グループでワークシェアする仕組みの構築への支援

#### 〔ハラスメントの防止〕

- 精神的な嫌がらせを含むマタニティハラスメント、パタニティハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの実情を都道府県別に把握する実態調査の実施と、ハラスメント防止に取り組む企業等への働きかけ強化
- ハラスメント防止のための法制化及び罰則強化

#### 〔女性の能力発揮を促す環境整備〕

- 都道府県毎や個別企業単位等で、国の奨励金制度や施策の導入・適用・利用状況に関して、複数省庁の情報を一元的かつ統合的に見えるようなデータベース化の実施

### ④地域、農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

#### 【趣旨】

固定的性別役割分担意識が都市部に比べて強い農山漁村においても、6次産業化の進展に伴い女性の役割の重要性がますます高まってきている。しかし政策・方針決定過程への女性の参画が非常に少ない状態にあり、農業委員や農業協同組合等における女性の登用を進める必要がある。また、自治会、PTA等の地域活動への参画も少ないため、地域活動における企画段階から、男女共同参画の視点を取り入れるなど、女性が参画しやすい環境づくりを推進する必要がある。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 自治会、PTAなど、地域における政策・方針決定過程にかかわる女性リーダーの育成
- ◎農山漁村における女性リーダーの育成、女性による起業の支援
- 農山漁村における女性が働きやすい環境整備を図る家族経営協定締結の促進
- 農山漁村を中心とした地域における女性の活躍状況の見える化の促進
- 観光や文化の伝承を含む地域の活性化やまちづくりなど、男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

## ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

### 【趣旨】

科学技術・学術分野における女性の活躍の促進は、研究現場において多様な視点や発想を取り入れるとともに、活性化を進めるものとなることから、研究・技術職に進む女性の増大に向けて、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択促進に向けた取組みやいったん育児等で研究を離れた女性が仕事に復帰しやすい仕組みづくりが必要である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 学生・生徒のほか、保護者や教員に対する理工系分野における社会参画に関する理解を促進する取組みへの支援
- 出産、育児等で研究を離れた女性がスムーズに復帰できる、研修等の研究者支援や託児等の職場環境整備の取組みへの支援
- 継続勤務を支援するための柔軟な勤務時間や勤務体制の整備

## ⑥生涯を通じた女性の健康支援

### 【趣旨】

就業女性、妊娠・出産女性にとどまらず、ライフステージに応じた女性の健康支援が必要である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 就業している女性の健康促進や安心して妊娠・出産ができるよう、分娩を取り扱う産婦人科医師の計画的な養成・確保及び配置の実施

- 生涯を通じて健康で安心して暮らすことができるよう、医師・看護師等の確保・育成対策の充実
- がんをはじめ疾患に対応した検診の受診促進や医療体制、相談など、健康を支援するための取組みの充実
- ライフステージに応じた健康教室やセミナーの開催、妊娠・避妊・不妊・出産・更年期などに関する女性の相談指導、幅広い年代に対する正しい知識・情報の普及・啓発など、生涯を通じた女性の健康支援に関する取組みへの支援の充実

## ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【趣旨】

暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画を大きく阻害する。しかし、DV、ストーカーとも認知件数は年々増加しており、強力な対策が求められる。

民間シェルターをはじめとした被害者支援基盤の整備や初期の救済から自立支援に至るまでの被害者に対しての長期の支援が必要であり、財政支援の充実や関係機関による広域連携の一層の促進が望まれる。

また、若年層を対象とした予防事業について拡充を図るとともに、DVは加害者の再犯が多いため、加害者更生プログラムの早期実施が望まれる。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- DV・ストーカー・性犯罪等被害者への対応基盤の整備・充実に向けた、専門的人材の育成推進及び支援機関への財政支援の拡充
- 民間シェルターの法的位置づけの確立と財政支援の充実
- 配偶者からの暴力の被害者に同伴する児童に対する、関係機関等と連携した対応への支援
- 若年層へのデートDVについての意識啓発と若年層を対象とする予防啓発の推進
- 男性DV被害者に対する支援体制の枠組みの構築
- DV加害者に対する、更生プログラムの創生加速化と更生対策の実施促進
- 地方公共団体を越えた広域的な連携体制の整備と円滑な支援の促進

## ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

### 【趣旨】

女性は男性に比べ、非正規雇用の割合が高く、またひとり親として子どもを養育する割合も高い実態にあり、貧困に陥りやすい。貧困家庭の子どもたちが安心して十分な教育を受けることができずにいる場合も多く、貧困の連鎖を生み、児童虐待につながるケースもあることが指摘されている。

こうした連鎖を断ち切るために、ひとり親に対する自立支援を行うとともに、子どもの学習や養育に対する支援を併せて行っていく必要がある。

また、性的少数者等困難を抱える人への理解が十分と言えず、こうした人が差別等を受けることがないよう社会の理解を進めていく必要がある。

なお、高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備も進める必要がある。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- ◎高校生以下の子を持つひとり親の女性の雇用について一定期間（今後2年間など）における、一人以上の雇用義務付けなどの目標の設定や奨励金等インセンティブの拡充。さらに、非正規雇用から正規雇用へと就労形態の転換等を促進する就労支援策の充実・強化
- 貧困世帯に対する、子どもの学習支援、育児・養育支援の拡充
- 放課後児童クラブ等における貧困世帯を対象とした利用者負担減免に対する財政支援
- 性的指向や性同一性障害等生きづらさを抱える人に対する理解を進めるための啓発の推進

## ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

### 【趣旨】

男女雇用機会均等法などの法整備が進み、企業でも女性の活躍の場が広がっているものの、男女間賃金格差は先進諸外国と比べると依然大きい状況にある。その要因として、企業が正規職員、非正規職員と区分を設け、その労働条件に大きな格差があることによるところが大きい。多様な働き方があることは大切であるが、非正規雇用は賞与等がないなど著しい給与の格差があったり、そのほかの労働条件においても正規職員より不利益であったりする場合が多い。同一価値労働同一賃金の原則により、短時間勤務であっても時間当たりの賃金は同水準となるよう、法制度の整備が求められる。

また、非正規雇用の拡大と、家族形態の多様化が進む中、税制や社会保障制度は、性別や就業の有無について中立的であるべきである。

女性が賃金・年収や労働時間を一定水準に抑えようとする就業調整にインセンティブを与える配偶者控除、年金の第3号被保険者制度の見直しとともに、遺族年金制度や税制の寡婦控除の対象についても男女共同参画の見地から見直しが必要である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 正規・非正規の雇用形態に起因する不利益な取扱いの是正や時間当たり賃金水準の同等化
- 年金制度における第3号被保険者制度の見直し及び遺族年金の裁定について、性別でなく所得による支給停止制度の導入
- ◎労働時間による社会保険の加入・非加入の境界を撤廃し、働き方に中立である税制・社会保障制度等の実現
- 未婚の母子（父子）や、離婚したくてもできないDV被害者に対する寡婦控除の不適用等、制度的な不利益の解消及び支援強化
- 政府の政策及び社会制度・慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査研究の実施
- 給与水準が低い介護職員が、介護休業を取得する際の介護休業給付金制度の充実・強化



## ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

### 【趣旨】

男女共同参画の推進には、一人ひとりの理解の促進と社会の意識改革が不可欠なことから、男女共同参画の意義や固定的性別役割分担意識の解消に向けて積極的な広報・啓発を展開することが必要である。特に課題となっている男性の意識改革を進め、男性の家事、育児、介護への参画を促進するため、経営者の意識改革、職場の理解促進を意識して啓発する必要がある。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 小・中・高校の各段階でのキャリア教育の充実、経済や就労に関する具体的な学習の実施
- 男女ともに若い年齢から将来の生活、働き方を意識した教育（ライフデザイン）の推進
- 若年層を中心とした、固定的な性別役割分担に係る意識改革
- 働き方を見直すため、参考となる諸外国の雇用や仕事に関する考え方等についての情報提供（文化的背景を含む）の促進
- 広報・啓発推進のため教育関係団体やメディアとの連携強化の取組促進

## ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

### 【趣旨】

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上のため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性をはじめ多様な人材の参画を拡大することが必要である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 男女共同参画の視点を取り入れた、地域の防災を担う女性リーダー養成等人材育成への支援

## ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### 【趣旨】

国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して男女共同参画施策を推進するとともに、女子差別撤廃条約等の積極的な遵守に向けた取組みが必要である。

### 【計画に盛り込むべき施策】

- 女子差別撤廃委員会の見解に対する取組みの推進
- 「国連女性のエンパワメント原則」(WEPS)の地域への普及促進